障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生

労働大臣が定める療養食の一部を改正する件

新旧対照条文

める療養食 (平成二十一年厚生労働省告示第百七十七号) 新旧対照表 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定

(傍線部分は改正部分)

び特別な場合の検査食とする。	臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及	供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎じん臓病食、肝	は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提	等単位数表第10の13の療養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食	害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障	改正案
及び特別な場合の検査食とする。	臓病食、胃潰 瘍食、貧血食、膵すい臓病食、脂質異常症食、痛風食	供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎じん臓病食、肝	は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提	等単位数表第11の16の療養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食	害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障	現